

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

## 第4回農業委員会総会議事録

令和5年10月30日

### 佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	7	荒田由紀野	委員
	10	山田 裕之	委員

## 第 4 回 農業委員会総会議事録

1. 開催年月日 令和 5 年 10 月 30 日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸  
4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 海辺 雅裕  
佐呂間町農業委員会事務局次長 阿部 真  
佐呂間町農業委員会農地係 藤田 真紗美

5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	青野 英一郎		
2	十亀 正	10	山田 裕之
3	青野 誠	11	齊藤 浩明
4	山口 浩之	12	田中 裕二
5	田村 通啓	13	橋本 聡
6	千葉 義則	14	渡部 洋
7	荒田由紀野	15	和泉 茂樹
		16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏名	番号	氏名
8	山越 透		
9	平川 智司		

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定  
について  
議 案第 2 号 現況証明願について  
報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について  
報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

事務局 長	只今から、4回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16名中14名で、総会は成立しております。
議 長	議事録署名委員の指名を行います。 署名委員は、7番 荒田委員さん、10番 山田委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。
事務局	報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。
事務局	報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第3条の3の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。 番号1 土地の所在が中園210番1外3筆、現況地目が畑で合計面積46,571㎡、届出者 宮前町 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が平成25年12月22日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 委 員	———異議なし———
議 長	報告事項第1号は原案どおり承認いたします。
事務局	報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。
事務局	報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、報告します。 番号1 土地の所在が啓生151番、現況地目が畑で面積9,907㎡、契約期間は令和2年8月28日から令和7年8月31日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和5年8月31日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は売買です。 番号2 土地の所在が啓生152番1外1筆、現況地目が畑で面積25,389㎡、契約期間は令和4年7月1日から令和9年6月30日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和5年8月31日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は売買です。 番号3 土地の所在が栃木144番1外7筆、現況地目畑が35,550㎡、採草放牧地が20,948㎡、合計面積56,498㎡、契約期間は144番2以外が平成25年9月30日から令和5年9月30日まで、144番2が平成26年6月30日から令和6年6月30日まで、合意解約の成立の日が令和5年7月18日、引き渡しの日が令和5年9月30日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。 番号4 土地の所在が栃木150番1外13筆、現況地目畑が26,685㎡、採草放牧地が12,886㎡、合計面積39,571㎡、契約期間は平成25年10月31日から令和5年10月31日まで、合意解約の成立の日が令和5年8月8日、引き渡しの日が令和5年10月31日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。 番号5 土地の所在が東42番1外4筆、現況地目が畑で合計面積38,070㎡、契約期間は平成14年2月28日から平成24年11月30日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和5年8月31日、通知者が、賃貸人●●●●さん、承継人●●●●さん、賃

<p>議 長</p> <p>各 委 員</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>借人●●●●さん。解約後は一部賃貸借です。</p> <p>番号 6</p> <p>土地の所在が共立 267 番 1 外 11 筆、現況地目が畑で合計面積 73,766 ㎡、契約期間は平成 27 年 11 月 30 日から令和 7 年 11 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 5 年 8 月 31 日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号 7</p> <p>土地の所在が共立 379 番 1 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 37,555 ㎡、契約期間は令和 3 年 10 月 29 日から令和 8 年 10 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 5 年 8 月 31 日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号 8</p> <p>土地の所在が共立 49 番 1 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 24,320 ㎡、契約期間は令和 3 年 4 月 30 日から令和 13 年 4 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 5 年 7 月 9 日、通知者が、賃貸人●●●●さん、承継人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p> <p>———異議なし———</p> <p>報告事項第 2 号は原案どおり承認いたします。</p> <p>次に、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>農業経営基盤強化促進法の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。</p> <p>番号 1.</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、啓生 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が若佐 ●●●●さん。土地の所在が啓生 151 番、現況地目が畑で面積 9,907 ㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 790,000 円、10 ㎡当たりの単価は 80,000 円です。あっせん会につきましては、令和 5 年 8 月 29 日から 1 回実施しております。</p> <p>図面で説明いたしますと（1 ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、中園啓生 10 線道路の南側、啓生 43 号付近の土地となります。</p> <p>番号 2.</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、啓生 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が啓生 ●●●●さん。土地の所在が啓生 152 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 25,389 ㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 1,870,000 円、10 ㎡当たりの単価は 74,000 円です。あっせん会につきましては、令和 5 年 8 月 29 日から 1 回実施しております。</p> <p>図面で説明いたしますと（1 ページ）黄色枠の土地です。申請地につきましては、中園啓生 10 線道路の南側、啓生 43 号付近の土地となります。</p> <p>番号 3.</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、栃木 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が若佐 ●●●●さん。土地の所在栃木 144 番 1 外 7 筆、現況地目畑が 35,550 ㎡、採草</p>
---	--

放牧地が 20,948 m<sup>2</sup>、合計面積 56,498 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 10 月 31 日から 10 年間、賃貸料は年額 225,000 円、10 ㍻当たり 4,000 円で、前回は 4,100 円と 3,900 円でした。あっせん会につきましては、令和 5 年 9 月 10 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（2 ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、栃木幹線道路の西側、栃木 17 線付近の土地となります。

番号 4.

利用権の設定等を受ける者が、栃木 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が栃木 ●●●●さん。土地の所在が栃木 150 番 1 外 13 筆、現況地目畑が 26,685 m<sup>2</sup>、採草放牧地が 12,886 m<sup>2</sup>、合計面積 39,571 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 11 月 1 日から 10 年間、賃貸料は年額 229,000 円、10 ㍻当たり 5,800 円で、前回は 5,800 円でした。あっせん会につきましては、令和 5 年 8 月 27 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（2 ページ）黄色枠の土地です。申請地につきましては、栃木幹線道路の西側、栃木 18 線付近の土地となります。

番号 5.

利用権の設定等を受ける者が、東 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が奈井江町 ●●●●さん。土地の所在が東 42 番 1A 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 35,558 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 10 月 31 日から 10 年間、賃貸料は年額 150,000 円、10 ㍻当たり 4,200 円で、前回は 4,200 円でした。あっせん会につきましては、令和 5 年 8 月 3 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（3 ページ）です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線の南側、東 25・26 号中間道路付近の土地となります。

番号 6.

利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が共立 ●●●●さん。土地の所在が共立 267 番 1 外 11 筆、現況地目が畑で合計面積 73,766 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 10 月 31 日から 10 年間、賃貸料は年額 300,000 円、10 ㍻当たり 4,100 円で、前回は 4,100 円でした。あっせん会につきましては、令和 5 年 8 月 6 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（4 ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、共立 51・53 号道路沿いの土地となります。

番号 7.

利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が共立 ●●●●さん。土地の所在が共立 29 番 3 外 10 筆、現況地目が畑で合計面積 91,385 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 10 月 31 日から 10 年間、賃貸料は年額 350,000 円、10 ㍻当たり 3,800 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 5 年 8 月 6 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（4 ページ）黄色枠の土地と（5 ページ）黄色枠の土地となります。申請地につきましては、共立 51・53 号道路沿い共立 12 線付近の土地と共立東 11 線●●●●宅周辺の土地となります。

番号 8.

利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が共立 379 番 1 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 37,555 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 10 月 31 日から 5 年間、賃貸料は年額 180,000 円、10 ㍻当たり 4,800 円で、前回は 4,800 円でした。あっせん会につきましては、令和 5 年 8

月6日から2回実施しております。  
図面で説明いたしますと(6ページ)です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線の東側共立53号付近の土地となります。

番号9.

利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が埼玉県 ●●●●さん。土地の所在が共立49番1外3筆、現況地目が畑で合計面積24,320㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和5年10月31日から10年間、賃貸料は年額140,000円、10㎡当たり5,800円で、前回も5,800円でした。あっせん会につきましては、令和5年8月6日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(5ページ)赤枠の土地です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線の東側、共立51号付近の土地となります。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。  
何か質問等、ありませんでしょうか。

大澤委員 番号1と番号2は隣接地ですが、単価が違うのはどうしてですか。

十亀委員 番号2の道路側の農地は、もともと水田だったため暗渠が入ってません。そのため単価が違ってきます。

議長 ほかには質問はありますか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

各委員 ———異議なし———

議長 議案第1号は原案どおり決定いたします

議案第2号 現況証明願について

このことについて、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 現況証明願について

下記の者より、現況証明の願出があったので、可否について審議願います。

番号1.

土地の所在が共立29番1外2筆、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は29番1が原野、36番3と48番が雑種地、合計面積9,888㎡、所有者●●●●さん、願出人共立●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。図面で説明いたしますと、(7ページ)です。申請地は、●●●●宅周辺の土地となります。

番号2.

土地の所在が若里836番1、公簿地目が牧場、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は原野、面積11,567㎡、所有者●●●●さん、願出人若里●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。

図面で説明いたしますと、(8ページ)です。申請地は、若里南道路付近、●●●●宅周辺の土地となります。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。

何か質問等、ありませんでしょうか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

各委員 ———異議なし———

議長 議案第2号は原案どおり決定いたします

その他

各委員さんの方から何かありませんか。

各委員 ———ありません———

議長 なければ第4回農業委員会総会を終ります。